第十一條、中央委員ハ加盟團体別ニ依リ加盟会員中ヨリ選出シ委員數及選出方法ハ中央委員会ニテ決定スルモノトス、中央委員ノ任期ハ一ケ年トス
必要ト認メタルトキ臨時中央委員会ヲ開催スルコトヲ得
但シ任期中ト雖モ選出團体ノ都合ニ依リ中央委員会ノ承認ヲ經テ増減又ハ改選スルコトヲ得
第十二條、執行委員会ハ執行委員ヲ以テ組織シ毎月一回以上開催スルモノトス
第十三條、執行委員会ハ大会及中央委員会ノ決議ニ依リ本聯合会ノ会務ヲ執行スルモノトス
第十四條、執行委員ノ員數ハ中央委員会ニ於テ決定シ大会ニ於テ之ヲ選挙ス
執行委員ノ任期ハ一ケ年トス
第十五條、本聯合会ニ左ノ役員ヲ置ク
一、執行委員 若干名　二、会計監査役 若干名
第十六條、庶務、会計、文書ハ執行委員会ニ於テ互選シ会計監査役ハ中央委員会ニテ互選ス

第三章　會計

第十七條、本聯合會費ハ一ケ月一名ニ付金七銭トス
第十八條、會計報告ハ三ケ月毎ニ一回以上雑誌又ハ文書ヲ以テ一般会員ニ報告スルモノトス
第十九條、本聯合会々計ハ定期大会ニ決算書ヲ公表シ承認ヲ求ムルモノトス

第四章　事業

第二十條、本聯合会ハ毎月一回機関雑誌ヲ発行シ一般会員ニ配布スルモノトス
第二十一條、本聯合会ハ漸次労働会館ヲ建設スルモノトス
第二十二條、其他本聯合會ノ必要ト認メタル事業

行動

一、發端

大正十年七月三十日友愛會(日本労働總同盟)本部ニ於テ同會臨時評議會開催ノ際同會ノ松岡駒吉、福岡金次郎、山本懸蔵等主唱ノ下ニ同會所屬組合ハ職業又ハ産業別ニ従ヒ其ノ名稱ヲ冠スル規定アルニ拘ハラズ現在同会所屬鉄工業組合ハ規約ニ反スル團体簇出シ今後ノ運動上不統一ヲ招来スルノミナラズ其ノ趣旨ニモ副ハサルヲ以テ其ノ際都下鉄工業関係組合タル東京鉄工組合及東京電機及機械鉄工組合(東京電機工組合)ハ情實ヲ一掃シ合同ヲ妥当トスル旨ノ提案アリ論議ノ上兎モ角合同スルコトニ決シタルモ其協反対者多キヲ占メ東京ニ降伏僅トナリ居リシガ大正十一年一月十六日首脳者ノ会合ニ依リ日本労働總同盟(友愛会)所屬ノ組合ヲモ網羅シテ芝区三田会杉川口町ノ渡部書本亭ニ於テ協議会ヲ開催出席組合ハ工人会、東京鉄工組合、芝浦労働組合、組合、造機船工労組合、大日本機械技工組合、東京電機及機械鉄工組合、啓明会ノ八團体ニシテ工人会及大日本機械技工組合等ノ代表者ハ東京鉄工組合(日本労働總同盟所屬)ノ従来採レル行動ハ稍々穏健ヲ欠クノ嫌アレバ其ノ際合同スルモ将来必ズ分離スルニ至ルベシトテ合同ニ反対シタル為メ議論百出シ遂ニ何等決定スル所ナク散会其後屢々協議ヲ重ネタルモ日本労働總同盟所屬以外ノ團体ハ多ク東京鉄工組合ノ如キ急進派ト提携スルヲ喜バザルモノ、如ク同年二月十日ノ協議会ニ於テハ合同ヲ企ツルヨリ寧ロ鉄工ノミ聯合團結スルヲ最モ策ノ得タルモノナリトノ主張ヲナスニ至レリ此ノ主張ハ日本労働總同盟所屬以外ノ組合ノ共通セル心裡トナリテ表ハレタルヲ以テ日本労働總同盟ニ於テモ大勢ニ抗シ難ク遂ニ合同ヲ放擲シタルガ同總同盟ガ茲ニ至リタル理由ハ畢竟ニ